

役員等の報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人萌生会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示又は委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用弁償をする。ただし弁償額の上限は、年間10万円までとする。
なお、施設長等の施設職員が役員の場合はこれを支給しない。

(1) 理事会及び評議委員会等への出席

東広島市内在住の役員等	5,000円
東広島市域外に在住の役員等	10,000円

(2) 上記以外の法人業務（監事による監査、外部研修参加等）

日 額	5,000円
-----	--------

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は平成29年6月15日から施行する。